

○総務省令第六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第一種指定電気通信設備の基準等)
第二十三条の二 「略」

(第一種指定電気通信設備の基準等)
第二十三条の二 「同上」

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 符号 音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの

一 符号(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)を除く。)、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕
二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕
二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置されるもの(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。)

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置される伝送路設備(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。)

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置されるもの(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。)

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置される伝送路設備(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。)

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

第二十三条の四 「同上」

〔一〇十一 略〕

〔一〇十一 同上〕

十二 信号用中継交換機(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

十二 信号用中継交換機(信号の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

2 「同上」

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項

一 「同上」

〔イ 略〕

〔イ 同上〕

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間

〔六〕略

一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

(1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 特定接続の請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手続

(3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続

ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間

一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第二条第二項第六号の二に規定する専門系ルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項

〔イ〜ハ〕略

二 〔略〕

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

〔(2) 略〕

〔ホ〜ト〕略

チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件

〔三〜十〕略

〔八〕同上

〔新設〕

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に関して行う場合における次の事項

〔イ〜ハ〕同上

二 〔同上〕

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

〔(2) 同上〕

〔ホ〜ト〕同上

〔新設〕

〔三〜十〕同上

十の二 特定のバケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下「優先バケ

ット機能」という。）に関する次の事項

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針

（優先バケット機能に係る通信量に関する基準を含む。）であつて、次の要件を満たすも

の

(1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。

(2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信業務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通

信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

(3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものである

こと。

ロ 他事業者による優先バケット機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電

気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項

(1) 情報の範囲

(2) 情報の提供を求める手続

〔十一・十二略〕

3 前項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総

務大臣が別に告示するところによるものとする。

〔新設〕

〔十一・十二 同上〕

3 前項第一号イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示

するところによるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(用語)
 第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 「略」

「一〇四 略」

五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。

「六 略」

六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。

六の三 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。

「七〇十三 略」

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内 容	対象設備
一 略	二 端末系交換機能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（この項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ
	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間

(用語)
 第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定収容ルータと相互に対向するものをいう。

「六 同上」

「新設」

「新設」

「七〇十三 同上」

(機能)

第四条 「同上」

機能の区分		内 容	対象設備
一 同上	二 端末系交換機能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間
	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	置される伝送装置等を含む。）

	加入者交換機専用トランク	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定識別する機能	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信業務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	優先接続機能	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	置される伝送装置等を含む。
--	--------------	--	-------------	---	---	--------	----------	---	---------------

	加入者交換機専用トランク	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定識別する機能	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信業務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信業務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	優先接続機能	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	
--	--------------	--	-------------	---	-------------	---	--------	----------	---	--

四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定中継交換機（第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。）	ポート機能	加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
				第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
四 市内伝送機能			ポート機能	加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能

四 市内伝送機能	三の四 加入者交換機接続伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能（六の項の中継伝送専用機能を除く。）	ポート機能	加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
				第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
四 市内伝送機能	三の四 加入者交換機接続伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	ポート機能	加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能

五 中継 系交換 機能	開門系ル ータ交換 機能	他の電気通信事業者の電気通信 設備を開門系ルータで接続する 場合における当該開門系ルータ により通信の交換を行う機能	開門系ルータ
	中継交換 機能	第一種指定中継交換機により通 信の交換を行う機能（この項の 中継交換機専用トランクポート 機能及び中継交換機共用トラン クポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第 一指定中継系伝送路設備 等及び信号用伝送装置との それぞれの間に設置される 伝送装置等を含む。）
五の二 音声パケット 変換機能	中継交換 機専用ト ランクポ ート機能	特定の電気通信事業者に係る通 信を専ら伝送する第一指定中 継系伝送路設備等を第一指定 中継交換機に収容する装置にお いて、当該第一指定中継系伝 送路設備等を介して伝送される 信号を編集する機能	
	中継交換 機共用ト ランクポ ート機能	第一種指定加入者交換機と第一 種指定中継交換機との間に設置 される第一指定中継系伝送路 設備等（特定の電気通信事業者 に係る通信を専ら伝送するもの を除く。）を第一指定中継交 換機に収容する装置において、 当該第一指定中継系伝送路設 備等を介して伝送される信号を 編集する機能	
		他の電気通信事業者の電気通信 設備を開門交換機で接続する場 合における音声信号とパケット の相互間の交換を行う機能	メディアゲートウェイ
六の二 ルーテ イング 伝送機 機能	一般中継 系ルータ 交換伝送 機能	一般第一指定中継系ルータ設 備等（開門系ルータ以外の一般 第一指定中継ルータ、開門系 ルータ又はメディアゲートウェ	一般第一指定中継系ル ータ設備等

五 中継 系交換 機能	中継交換 機能	第一種指定中継交換機により通 信の交換を行う機能（この項の 中継交換機専用トランクポート 機能及び中継交換機共用トラン クポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第 一指定中継系伝送路設備 等及び信号用伝送装置との それぞれの間に設置される 伝送装置等を含む。）
	中継交換 機専用ト ランクポ ート機能	特定の電気通信事業者に係る通 信を専ら伝送する第一指定中 継系伝送路設備等を第一指定 中継交換機に収容する装置にお いて、当該第一指定中継系伝 送路設備等を介して伝送される 信号を編集する機能	
	中継交換 機共用ト ランクポ ート機能	第一種指定加入者交換機と第一 種指定中継交換機との間に設置 される第一指定中継系伝送路 設備等（特定の電気通信事業者 に係る通信を専ら伝送するもの を除く。）を第一指定中継交 換機に収容する装置において、 当該第一指定中継系伝送路設 備等を介して伝送される信号を 編集する機能	
		他の電気通信事業者の電気通信 設備を一般第一指定収容ルー ータ（専らIP電話の提供の用に 供されるものを除く。）で接続	一般第一指定ルータ及び 当該一般第一指定ルータ に係る伝送路設備又はS I Pサーバ

能		
特別収容 ルータ接 続ルーテ ィング伝 送機能		
他の電気通信事業者の電気通信 設備を特別第一種指定収容ルー タで接続する場合における特別 第一種指定ルータ及び伝送路設 備により通信の交換及び伝送を 行う機能		イと関門系ルータ以外の一般第 一種指定中継ルータとの間に設 置される第一種指定中継系伝 送路設備及び関門系ルータ以外 の一般第一種指定中継ルータと一 般第一種指定収容ルータとの間 に設置される第一種指定中継系 伝送路設備をいう。以下同 じ。)により通信の交換及び伝 送を行う機能(特定の packets について優先的に通信の交換又 は伝送を行う機能を含む。)
特別第一種指定ルータ及び 当該特別第一種指定ルータ に係る伝送路設備並びにこ れと一体として設置される 通信路の設定の機能を有す る電気通信設備(交換設 備を除く。)		

能					
送機能 送機能	送機能 送機能	送機能 送機能	送機能 送機能	送機能 送機能	送機能 送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能
送機能	送機能	送機能	送機能	送機能	送機能

〔六の三〇八 略〕		
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定収容ルータと連携するSIPサーバ
〔十〇十四 略〕		

（法第三十三条第五項の機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」という。）は、前条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）
 第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

第十四条 〔略〕

〔2 略〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

〔削る〕

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）
 第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものと

〔六の三〇八 同上〕		装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ
九 削除		
〔十〇十四 同上〕		

（法第三十三条第五項の機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」という。）は、前条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）
 第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

第十四条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

〔新設〕

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

する方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によつては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（関門系ルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2 略〕

3 第四条の表二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

〔2 略〕

第十八条の二 削除

第十八条の三 削除

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

〔2 同上〕

3 第四条の表六の二の項（関門交換機接続ルーティング伝送機能に限る。）の機能の接続料は、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）、三の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、三の四の項及び六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

〔2 同上〕

（一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料）

第十八条の二 第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の三 第四条の表六の二の項（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

(一) 一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料)

第十八条の四 第四條の表六の二の項(一)一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。)の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、(二)の限りでない。

(のIPサービス機能に係る接続料)

第十八条の五 第四條の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

別表第6 (第19条関係)

様式第1

【第1表～第3表 略】

第4表

通信量記録		
項目名	数値	年度分 単位
メデアアゲートウェイ		b p s
ゲートウェイルータ		b p s
一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)		b p s
網終端装置		b p s

注 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)については、品質クラス別に区分して記録すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

る。)の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

【新設】

【雑記】

別表第6 (第19条関係)

様式第1

【第1表～第3表 同左】

第4表

通信量記録		
項目名	数値	年度分 単位
メデアアゲートウェイ		b p s
ゲートウェイルータ		b p s
一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルータイソグ伝送機能に係るものを除く。)		b p s
網終端装置		b p s

注1 メデアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

注2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

注3 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルータイソグ伝送機能に係るものを除く。)については、品質クラス別に区分して記録すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(用語)

第二条 [略]

2 [略]

〔一〇四 略〕

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（閉門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。
〔六・七 監〕

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（<u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。</u>） 一般第一種指定中継ルータ S I Pサーバ ゲートウェイルータ メディアアダプタ 一般第一種指定収容ルータ（<u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。</u>） 網終端装置（I P-V P Nサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ</p>

(用語)

第二条 [同上]

2 [同上]

〔一〇四 同上〕

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにS I Pサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。
〔六・七 同上〕

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（<u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。</u>） 一般第一種指定中継ルータ S I Pサーバ ゲートウェイルータ メディアアダプタ 一般第一種指定収容ルータ（<u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。</u>） 網終端装置（I P-V P Nサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ</p>

【略】	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 【略】 【略】
-----	---	--

費用

費	業	費	用
営	業	収	益

【表 略】

収	業	収	益
営	業	収	益

【注】
 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するインターネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるインターネットスイッチをいう。

【同左】	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 【同左】 【同左】
------	---	--

費用

費	業	費	用
営	業	収	益

【表 同左】

収	業	収	益
営	業	収	益

【注】
 1 マデアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。
 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。
 3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するインターネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるインターネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部	
(1)営業収益	
1 受取網使用料	
ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
2 振替網使用料	
ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの	
(イ) (ア)以外のもの	
(2)営業費用	
1 営業費用	
2 振替網使用料	
接続営業利益 (又は接続営業損失)	
II 接続関連損益の部	
(1)営業収益	
1 接続装置使用料	
ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
2 網改造料	
ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
(2)営業費用	
接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)	

会計单位名称 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

(1)営業収益	
1 役員収入	
2 振替網使用料	
(2)営業費用	
1 営業費用	

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部	
(1)営業収益	
1 受取網使用料	
ア 一般収容ルータ接続ルータイング伝送機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
2 振替網使用料	
ア 一般収容ルータ接続ルータイング伝送機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの	
(イ) (ア)以外のもの	
(2)営業費用	
1 営業費用	
2 振替網使用料	
接続営業利益 (又は接続営業損失)	
II 接続関連損益の部	
(1)営業収益	
1 接続装置使用料	
ア 一般収容ルータ接続ルータイング伝送機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
2 網改造料	
ア 一般収容ルータ接続ルータイング伝送機能等に係るもの	
イ ア以外のもの	
(2)営業費用	
接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)	

会計单位名称 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

(1)営業収益	
1 役員収入	
2 振替網使用料	
(2)営業費用	
1 営業費用	

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門 「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関

し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

2 振替網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門 「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関

し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

線路設備	電報機械設備	[略]						
		[略]						
		[略]						
	傳送機械設備	[略]						
		[略]						
		[略]						
	無線機械設備	[略]						
		[略]						
		[略]						
	電力設備	[略]						
		[略]						
		[略]						
	電話番号案内設備	[略]						
		[略]						
[略]								
監視設備	[略]							
	[略]							
	[略]							
(何)	[略]							
	[略]							
	[略]							
空中線設備	[略]							
	[略]							
	[略]							
通信衛星設備	[略]							
	[略]							
	[略]							
端末設備	[略]							
	[略]							
	[略]							
線路設備	市内線路設備	[略]						
		[略]						
	市外線路設備	[略]						

線路設備	電報機械設備	[同左]					
		[同左]					
		[同左]					
	傳送機械設備	[同左]					
		[同左]					
		[同左]					
	無線機械設備	[同左]					
		[同左]					
		[同左]					
	電力設備	[同左]					
		[同左]					
		[同左]					
	電話番号案内設備	[同左]					
		[同左]					
[同左]							
監視設備	[同左]						
	[同左]						
	[同左]						
(何)	[同左]						
	[同左]						
	[同左]						
空中線設備	[同左]						
	[同左]						
	[同左]						
通信衛星設備	[同左]						
	[同左]						
	[同左]						
端末設備	[同左]						
	[同左]						
	[同左]						
線路設備	市内線路設備	[同左]					
		[同左]					
	市外線路設備	[同左]					

土木設備	[略]										
	[略]										
海底線設備	[略]										
	[略]										
建物	[略]										
	[略]										
構築物	[略]										
	[略]										
機械及び装置	[略]										
	[略]										
車両及び船舶	[略]										
	[略]										
工具、器具及び備品	[略]										
	[略]										
休止設備	[略]										
	[略]										
土地	[略]										
	[略]										
建設仮勘定	[略]										
	[略]										
無形固定資産	[略]										
	[略]										
設備区分ごとの固定資産合計	[略]										

土木設備	[同左]										
	[同左]										
海底線設備	[同左]										
	[同左]										
建物	[同左]										
	[同左]										
構築物	[同左]										
	[同左]										
機械及び装置	[同左]										
	[同左]										
車両及び船舶	[同左]										
	[同左]										
工具、器具及び備品	[同左]										
	[同左]										
休止設備	[同左]										
	[同左]										
土地	[同左]										
	[同左]										
建設仮勘定	[同左]										
	[同左]										
無形固定資産	[同左]										
	[同左]										
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]										

〔注〕 略]
様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

					一般第一種指定設備計
略	略	略	略	略	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ハケット識別機能に係るものを除く。）
略	略	略	略	略	

〔注〕 同左]
様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

					一般第一種指定設備計
同左	同左	同左	同左	同左	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーターネイティブ伝送機能に係るものを除く。）
同左	同左	同左	同左	同左	

【略】

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

【削る】

【削る】

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するインターネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるインターネットスイッチをいう。

【同左】

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 マデアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

3 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するインターネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるインターネットスイッチをいう。

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

		第一種指定設備管理部門計	
		一般第一種指定設備	特別第一種指定設備
		〔略〕	
		公共電話設備	端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)
		うちルータインク伝送機能に係るもの	端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
		〔略〕	
		〔略〕	
〔略〕		〔略〕	
営業	費用倒損		
うち	貸倒損		
費用	倒損		
運用	費用		
施設	保全費用		
共用	通理費用		
管	試験研究費及び研究費償却費		
減	価償却費		
固定	資産除却費		

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

		第二種指定設備管理部門計	
		一般第一種指定設備	特別第一種指定設備
		〔同左〕	
		公共電話設備	端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)
		うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
		うちルータインク伝送機能に係るもの	〔同左〕
		〔同左〕	
〔同左〕		〔同左〕	
営業	費用倒損		
うち	貸倒損		
費用	倒損		
運用	費用		
施設	保全費用		
共用	通理費用		
管	試験研究費及び研究費償却費		
減	価償却費		
固定	資産除却費		

うち	除却損																				
	信設備使用料																				
租	税公課																				
合	計																				
(単位 %)																					
直	課																				
活	動基準帰属賦																				
配																					

【(注) 略】

うち	除却損																				
	信設備使用料																				
租	税公課																				
合	計																				
(単位 %)																					
直	課																				
活	動基準帰属賦																				
配																					

【(注) 同左】

様式第 4 の 2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
一般第一種指定設備計						
一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ハケット識別機能に係るものに限る。）						

様式第 4 の 2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
一般第一種指定設備計						
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーターネイティブ伝送機能に係るものに限る。）						

<p>(注)</p> <p>1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。 [削る] [削る]</p> <p>2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。</p>	<p>(注)</p> <p>1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。 メダイアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。 3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記号は注記である。</p>	

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則 「1・11 略」	附則 「1・11 同上」
<p>12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。</p> <p>「13・14 略」</p> <p>15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。</p> <p>「13・14 同上」</p> <p>15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）、及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p>

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令(平成二十八年総務省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附則 (施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附則 (施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>1 (経過措置)</p> <p>2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ことに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

5 事業者は、当分の間、新接続料規則第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の

実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、新接続料規則第四条の表に規定する次に掲げる機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

- 一 同表二の項に規定する端末系ルータ交換機能
- 二 同表二の項に規定する一般収容ルータ優先パケット識別機能
- 三 同表五の項に規定する関門系ルータ交換機能
- 四 同表五の二の項に規定する音声パケット変換機能
- 五 同表六の二の項に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能
- 六 同表九の項に規定するSIPサーバ機能

6 事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。